

難民認定制度の当事者経験

——日本の難民認定申請者への聞き取りから

呉泰成 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに

日本で外国人が滞在し、活動するには、どんな在留資格を持っているかが重要となる。言い換えれば、在留資格を持たなければ、多くの制約を受ける。在留資格を持っていない外国人の活動が制限されることは当たり前のことだと思われているが、1978年のマクリーン事件の最高裁判決から明らかのように、外国人においては人権さえもこの在留制度の枠内で認められるという前提に立つと、正規の在留資格を持つことがいかに重要であるかわかるだろう（秋山幹男「マクリーン事件と出入国管理体制」『朝鮮研究』187, 1979）。

この前提は、日本で難民認定申請（以下、難民申請）を行う者にも該当する。日本では難民申請者に対する在留資格は特に存在しないが、在留資格を持つ状態で申請すると「特定活動」という在留資格が付与される。在留資格がない状態で申請すると、「仮滞在」「一時上陸許可」が許可される場合がある。許可されない場合は入管施設に収容される。日本では就労の可否が在留資格によって厳密に定められている。公式的には非熟練労働者を受け入れないことになっているが、実質的には日系南米人、技能実習生、留学生の資格外活動など、多数の外国人が人手不足の現場を支えている。

業種、就労時間などが在留資格に応じて厳しく制限される中で、最近「特定活動」を得て就労しようとする「偽装難民」がメディアの注目を浴びている（『読売新聞』2017.06.30；鈴木美優「日本に押し寄せる『フェイク難民』」『文芸春秋』2017, 9）。この動きに対し難民支援協会は、「難民申請を目的に国外に逃げる際に、そのためのビザが存在しない以上、難民は観光など別目

的のビザを取得した上で他国に入国」するのが一般的であり、したがって「入国時の在留資格と本人の難民性は無関係であり、その判断は、個別に行う必要」があるとコメントを出している。このように在留資格、或いは就労だけに焦点を当てて彼らの難民性に係る背景を一律に否定することには、問題がある。また在留資格中心で捉えてしまうことは、「移動する人を暗黙のうちに、無自覚に管理対象として考えてきた」視点とも関係している（伊豫谷登士翁「方法としての移民」伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う』有信堂）。

難民申請段階における在留資格の有無に係らず、日本の難民認定率は極めて低いため、実際には多くが不認定となっている。その場合、在留資格を更新できず、収容令書が発布され入管施設に収容されるか、収容後に「仮放免」された状態になる。言い換えると、難民申請者の滞在を取り巻く問題としては、メディアが注目する「就労」可能な在留資格にかかわる問題だけではなく、不認定とされた者を脆弱な状態に陥れる処遇の問題をも併せて考える必要がある。では、日本で難民認定を受けることができなかった人々は、日本で如何なる生活を強いられているのか。管理対象ではない生身の人間として、難民申請者に注目し、そこから日本という社会を問い直すことが本稿の目的である。

難民に関連する先行研究の中で、日本の難民認定制度やその制度が持つ問題点を分析したものは多数存在する（関聰介「日本の難民認定制度の現状と課題」『自由と正義』53, 2002；「続・日本の難民認定制度の現状と課題」『難民研究ジャーナル』2, 2012）。制度の問題を扱う研究には、(1)制度そのものだけでなく、(2)その運用に関するものもある。

(1)に関しては、出入国管理及び難民認定法

(以下、入管難民法)が、人種主義的で閉鎖的な入管政策の根幹を成していること、迫害にさらされた外国人に庇護を与えるという難民条約の精神とは相いれないにもかかわらず、これらが一緒になった法であることが指摘されている(難民受け入れのあり方を考えるネットワーク準備会『難民鎖国日本を変えよう!』現代人文社)。ここで筆者が特に注目すべきだと考えるのは、申請者がもともと在留資格がなかったり、不認定処分が出た段階で、在留資格を失うと直ちに退去強制の手続きが開始されることである。法務大臣が人道上の観点から「在留特別許可」を出せば、在留資格が得られるが、出さずに「退去強制令書」を発付した場合は、強制送還の脅威が迫ってくる。

(2)は、難民認定制度における問題であり、認定に関わる恣意性が指摘されている。進藤が指摘するように、難民の定義は法的になされるが、実際の法の適用、解釈は、難民問題についての経験やスキルや知識がある専門家によって行われるとは限らない。専門性を担保できない人々による一時審査では、難民認定を行う精度の均一性が確保されない(進藤令子「難民と国家の関係に関する考察」『国際平和協力研究論文集』2, 2012)。

他方で、支援団体、ジャーナリストなどが、このような制度的問題がもたらす滞在、生活レベルでの影響について、部分的ながらも当事

者の視点に立って論じてきた(クルド難民二家族を支援する会『難民を追いつめる国』緑風出版; 雨宮剛・エルダル・ドーガン『私の人生、それなに?』; 佐藤直子「難民の在留資格の安定を求めて」『軍縮』330, 2008)。しかし、難民申請者の処遇をより包括的に論じたものは限られる。日本の難民制度が作り出す問題によって、当事者はどのような生活を強いられているのだろうか。在留資格による差異は明確に存在するのだろうか。本稿では、このような問題意識の下、難民申請の当事者の視点から見えてくる、難民認定に関連する制度的問題を論じる。

1. 調査方法と対象

2016年度の難民申請者の国籍が79カ国に及ぶことにも表れているように、難民申請者と言っても多様な背景の人々から成り、一枚岩ではない。また対象者へのアクセスは容易ではない。筆者はその限界をふまえつつ、難民支援団体の協力を得て、かつて難民申請者であり、現在は人道的配慮による在留特別許可を得て日本に滞在する者を中心にインタビュー調査を実施した。在留特別許可を得た者を対象にした理由は、滞在歴が比較的長いこと、在留資格を持つ現在と過去の難民申請段階の処遇とを比較することができるからである。

支援団体から紹介いただいた調査協力者に直

【表1】調査協力者のプロフィール

	性別	国籍	来日	申請	収容	仮放免	在特後
MB	男	A	1990年代	9年後	1年半	5年	5年
CH	男	B	2000年代	同時	1年	5年	5年
MT	男	B	2000年代	同時	2年	4年	2年
TS	男	B	1990年代	9年後	3ヵ月	9年	7年
BT	男	B	2000年代	3年後	10ヵ月	7年	2年
BY	男	B	2000年代	2ヵ月後	8ヵ月	14年	-
NM	女	C	1990年代	15年後	1年	4年	6年
SM	男	C	2000年代	4年後	なし	2年	9年

注：(1)「申請」は、来日後1回目の難民申請時期を指す。(2)「収容」は収容された期間の合計をさす。(3)「仮放免」は仮放免期間の合計を指す。(4)「在特後」は、在留特別許可を得てから調査時点までの期間を指す。

接電話をし、調査の趣旨を説明した上で、承諾が得られた場合、直接当事者の家、或いは居住地の近くのレストランで会い、約1~2時間程度のインタビューを行った。中には6時間に及んだケースもある。このインタビューは、2017年8月から12月にかけて、日本語で話を聞きながらノートをとる形式でおこなった。来日から現在に至るまでの経緯を中心に、(1)収容、(2)仮放免、(3)現在の生活に分けて質問する半構造化インタビューである。10人の調査協力者のうち、分析対象とするのは【表1】で示す8人である。8人の滞在歴は、11年から26年であり、平均18年である。インタビューデータのほか、先行研究や、被収容者への面会を行う「牛久入管収容問題を考える会」の年次活動報告書(2007~2017)も参考にした。

2. 難民申請者の在留資格と諸権利

難民を含む外国人の人権が在留資格を基準に保障されるという前提に立てば、まず難民申請者の在留資格と諸権利を確認する必要がある。まず、「短期滞在」など、申請時に何らかの在留資格がある状態であれば、「特定活動」という在留資格が与えられる。資格付与後6ヵ月間は就労できないが、その6ヵ月の後は就労ができる(ただし、最近では6ヵ月が過ぎても就労ができない場合もある)。6ヵ月毎に更新する必要があるので当事者の間では「6ヵ月ビザ」とも言われる。一方、超過滞在や在留資格がない場合も、一定の条件を満たせば「仮滞在」が許可される。これは、2005年に施行された改正入管難民法

で新設されたものであるが、多くの権利が制限されている。

「条約難民」として難民に認定されると、「定住者」として在留資格が得られることはもちろん、難民に認められる権利が行使できる。難民支援協会によれば、その権利とは、本国への不送還、難民旅行証明書の交付、社会保障の付与(国民健康保険、生活保護)、永住許可要件の一部緩和、公共職業訓練を受ける権利である(特定非営利活動法人難民支援協会『支援者のための難民保護講座』現代人文社)。

また、条約難民ではないが、人道的な配慮により「定住者」、あるいは「特定活動」として滞在が認められる「補完的保護」「人道配慮」がある。熊澤は、条約難民と補完的保護を比較したうえで、両者には待遇、メリットの相違がほとんどないと指摘する(熊澤新「日本における難民認定と人道配慮の位置付け」『難民研究ジャーナル』5, 2015)。一方、仮滞在、仮放免は在留資格ではない。したがって滞在はできるものの、【表2】で示すように就労、国民健康保険(健保)の加入など権利は大幅に制限される。また在留期間は短く、更新のために頻繁に出頭する必要があり、難民申請の結果によっては更新できず入管施設に収容される。

3. 難民申請者の傾向

日本の難民申請者について統計データを用いて概観しよう。難民申請は、入国後にすぐ申請する場合と、一定期間滞在してから申請する場合に大別できる。【図1】が示すように、空海港

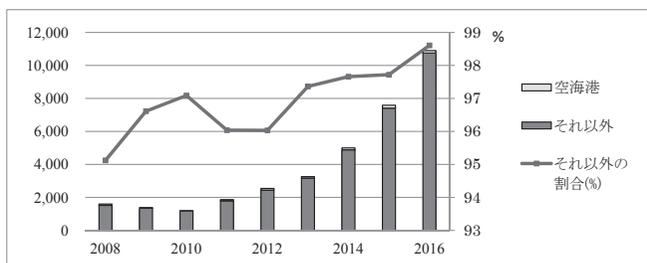
【表2】難民申請者の在留資格

	滞在期間	就労	健保	生活保護	在留カード
定住者(条約)	3年、5年	○	○	○	○
定住者(人道)	1年	○	○	○	○
特定活動	6ヵ月	△	○	(実績あり)	○
仮滞在	3ヵ月	×	○	(実績なし)	×
仮放免	1~2ヵ月	×	×	(実績あり)	×

注:「○」は可能、「△」はできない場合もある、「×」は不可。

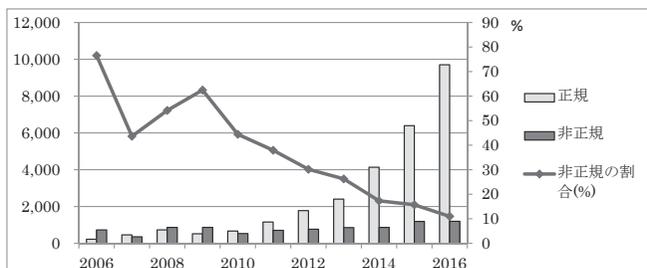
出所:特定非営利活動法人難民支援協会(2006:148)を参考に筆者作成

【図1】空海港における申請数の推移



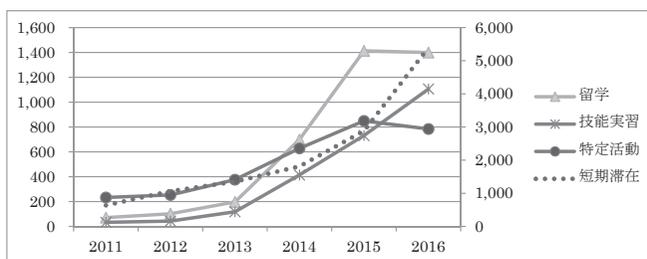
出所：法務省の難民関連プレスより筆者作成

【図2】難民申請者の申請時の在留状況



出所：法務省の難民関連プレスより筆者作成

【図3】在留資格別難民申請数の推移



注：「短期滞在」は、右目盛り

出所：法務省の難民関連プレスより筆者作成

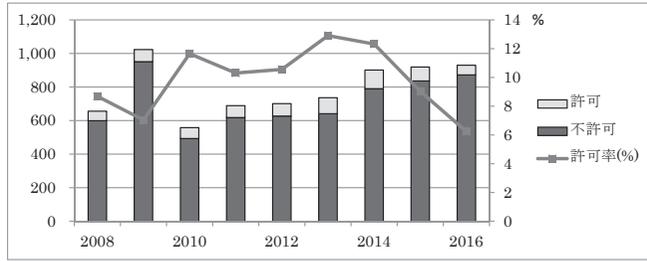
での申請は、全申請者中5%にも満たない。

成田に到着してすぐ難民申請を行うケースでは、成田の一時滞在施設に泊まり、不認定結果が出れば、成田にある収容施設に収容される。CHさんの場合は、パスポートだけで入国し、到着後、難民認定申請を行うが、それが却下され、2ヵ月ほど成田の収容施設に収容された。その後、牛久収容所（東日本入国管理センター）に移され、約1年間収容を余儀なくされた。また2000年代半ばに来日したMTさんも、成田で難民認定申請を行うが却下され、成田で半年間、そして牛久で約1年半収容される。結果的に両者は入国から一年以上入管施設に収容され、その後ようやく日本の土を踏んだことになる。

次に見るのは、来日後、在留期間内に、或いは滞在期間を超えて滞在した後、難民申請を行

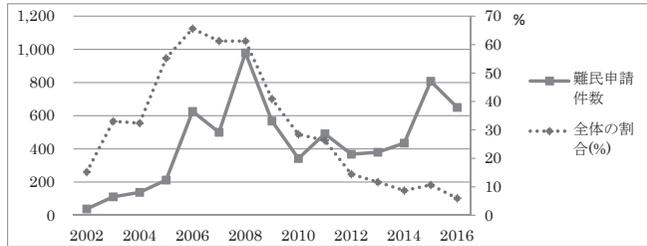
うケースである。【図2】で示すように、在留資格がある状態で難民申請を行うケースが2010年から増加しており、現在は9割程度を占める。なぜ2010年からいわゆる正規滞在から難民申請を行う者が増えたのか。その傾向を理解するには、どのような在留資格の申請者が多いかを確認する必要がある。【図3】で示すように、もっとも多い在留資格は「短期滞在」であり、全体の5割を超える。短期滞在を除くと、増加が目立つのが、「留学」「技能実習」である。国籍別の推移は明らかでないが、日本の中の非熟練労働力不足、就労制限による雇用機会、「留学」と「技能実習」に関連する送り出し・受け入れ機関の問題、送り出し国の情勢変化などが影響していると考えられる。

【図4】仮滞在許可者と非許可者数



出所：法務省の難民関連プレスより筆者作成

【図5】在日ビルマ人の難民申請状況と全難民申請者に占める割合



出所：石川（2009）、法務省の難民関連プレスより筆者作成

在留資格がない状態で難民申請を行った場合には、一定条件を満たせば「仮滞在」が付与される。しかし【図4】で示すように、その許可率は1割程度に過ぎず、不許可になった人の多くは、収容か、仮放免の状態となる。

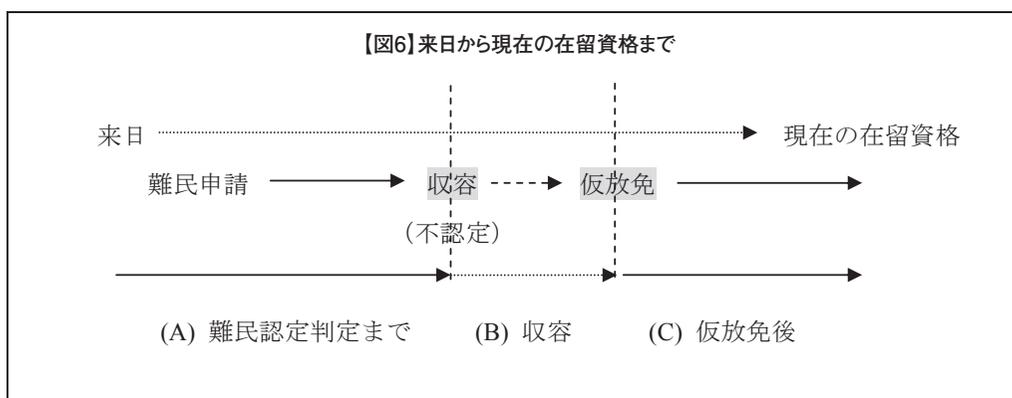
調査協力者MBさんとNMさんは、1990年代初めに来日し、2000年代に入ってから難民申請を行っている。MBさんの場合、出身国から海外に移動することが容易ではなかったため、日本に偽造パスポートで入国した。10年近く超過滞在者として日本で働いた後、出身国の情勢の変化、日本での滞在長期化に伴い、今後のことを考慮し、難民申請を行った。NMさんの場合も1990年代初めに来日し、10年以上超過滞在している中で摘発され、収容された状態で難民申請を行った。一見すると、両者は、滞在を継続するためか、強制送還を免れるために難民申請を行ったと考えられるかもしれない。しかし、滞在が長期化するなかで彼ら・彼女らがどのような選択を行ったかは、様々な要因を踏まえて判断する必要があるだろう。

例えば、ビルマ（ミャンマー）国籍の難民申請者の場合、2002年は全難民申請者の15.2%（38人）に過ぎなかったが、2006年になると626人が難民申請を行い、全体の65.6%を占めるほど急増する。これは、2007年8月の燃料費大幅値上げが

発表されたことをきっかけに立ち上がった仏教僧、学生、市民に対して、ビルマの軍事政権がデモの武力弾圧を行ったというビルマ情勢の影響を受けている（石川えり「難民政策の推移」『移民政策研究』創刊号、2009）。このようにある時期における出身国の政情変化は、すでに日本に滞在している人にも影響を与える。難民申請を単に滞在や就労が目的だと決め付けては、このような背景を看過するだろう。

調査協力者を含め、長期に渡り日本に滞在してきた難民申請者の多くは、来日から現在までの出来事を正確に覚えているわけではない。その理由は、難民申請、裁判、収容、仮放免など、次々に処遇が変化したからである。その流れを把握するために、来日から現在の在留資格までの一連の流れを【図6】のように大まかに三つの時期に分ける。すなわち、(A) 来日後、難民申請をし、その結果が出るまでの時期、次は、(B) 難民認定判定が不認定となり、収容され、仮放免許可が出るまでの時期、最後に、(C) 仮放免から現在の在留資格を得るまでの時期である。場合によっては、(C)の状態と(B)の状態が繰り返される場合もある。

上記の流れを具体的な事例の中で確認してみよう。まず、コンゴから来日して難民認定を受けたマッサンバさんの事例である。彼の



場合、支える会があり、それらの出来事を詳細に記録している（明治学院大学国際平和研究所『『難民』とは誰のことか』『PRIME Occasional Papers』第3号）。マッサンバさんは来日してから難民認定まで7年間を要した。その内訳は（A）約4年、（B）約半年、そして（C）約2年2ヵ月間である。

次に、佐藤が取り上げるクルド系イラン人のケースを見てみよう（佐藤直子、前傾書）。彼は、1991年に来日するが、入管の所在や日本の難民制度について情報収集できなかつたため、申請が遅れ、超過滞在状態となり、2000年12月ようやく申請を行う。2003年2月に不認定とされたため、2回目の難民申請を行うが、すぐまた不認定となり、2005年秋まで2年間収容される。その後仮放免になるが、2007年11月に心筋梗塞で緊急手術を受け、治療との関連で2008年2月に在留特別許可が出て「定住者」の資格を得る。来日から17年間は、（A）来日後、難民申請と2回目の不認定まで約12年、（B）収容約2年、（C）仮放免後に治療のために在留特別許可が出るまで約3年となる。

この二つの事例から分かるように、それぞれの期間は異なるが、仮滞在、仮放免、収容など、在留資格がない状態が非常に長い。難民申請者が条約難民として認定されるケースが極めて少ない日本の現状を踏まえると、（B）と（C）の期間が長期化し、脆弱な立場に置かれている人が多いことが容易に考えられる。

さらに、就労を目的に難民申請を行う「偽装難民」問題が最近注目され、就労や繰り返し難民申請を行うことを抑制しようとする動きに

鑑みると、状況の改善は当分見込めない。仮滞在、仮放免で様々な権利が制限された難民申請者は、不許可になった場合、収容され、強制送還される恐れもある。長期に渡る不安定な滞在状況は、当事者の生活にどのような影響をもたらすのか。以下では、（B）と（C）に関する語りをもとに、処遇が申請者にもたらす三つの局面について論じる。

4. 難民申請者の処遇

4-1. 収容：難民申請は犯罪なのか

CHさんのように、来日後すぐ収容される難民申請者にとって、初めて「社会化」が行われた場所は、収容施設だった。CHさんは、収容施設で「悪いことをした人たちから色々教わった」といい、「クスリがどこで買えるのか」も分かると語る。彼がいう「悪いことをした人たち」とは、何らかの罪を犯して刑務所に入れられた後、刑期を終えたが在留資格がなくなっており、再び入管収容施設に移管された者、いわゆる「二重の刑罰」を受ける者を指す。犯罪者と同じ施設に収容されることによって難民申請が犯罪のように映る。CHさんは、以下のように収容体験を指摘する。

収容された後、2～3ヵ月間は多くの人と話ができて、すぐ時間が過ぎるけれど、その後は、時間の流れが止まる。なぜ私が収容されなければならないか。何も悪いこともしてないのに。このような考えをずっと持ち続けるようになる。

何も悪いこともしてないのに「なぜ自分が収容されなければならないのか」を考え続けることがストレスとなり、様々な病気が出る。収容施設内の医療問題は、ここでは詳細に論じないが、精神安定剤、睡眠剤を飲まないとい眠れない状態となり、薬の量も徐々に多くなっていくのが、多くの収容経験者が語る共通点である。CHさんは、収容から解放され自由の身になった後も、しばらく対人恐怖症で人に会うことができなかったという。

難民申請者を収容し、犯罪者扱いするのは、収容施設内に限らない。診察のために外部の病院に行く時にも犯罪者として扱われる。例えば、MTさんは収容中にほかの被収容者のために通訳として病院に同伴したことがあるが、通訳の自分にも手錠や腰縄をかけられた経験を指摘する。

収容施設内の主な社会関係は、主に「センセイ」と呼ばれる入管職員との関係が中心となる。また入管施設は「ボス」と呼ばれる所長の意向がそのまま反映される特殊な空間でもある。

前の所長の時には電話も自由にかけてたし、ウォークマンも聴けたのに、所長が代わるとそれが出来なくなった。そんな状況を変えたくても、収容者にはその権利もなく力もない（ABさん、2008年年次活動報告書）

「ボス」が代わるたびに方針が変わっていく。1990年代に来日し、現在も仮放免中であるABさんは、牛久収容所にいたときに、2回所長が代わるが、そのたびに、方針が変化することに疑問を持つ。このような考えはABさんに限らず、多くの収容経験者が共有している。BTさんとBYさんは「収容所の法律はボスのルール」だと指摘する。

仮滞在、仮放免の場合は、強制送還される可能性は低いが、収容された場合、難民条約上は難民認定申請者を送還しない「ノン・ルフールマン原則」(non-refoulement)があるにもかかわらず、強制送還される可能性がある。2004年に国連大学で72日間座り込みを行った二家族のなかで、カザンキランさんと長男のラマザンさんは強制送還になっている（その後カザンキランさんの7人家族が第3国定住をしている）。強制送還

される恐怖について、ABさんは、収容施設にいた時、出身国への直行便がある日の前夜は眠れなかったという体験を語る。

睡眠剤を飲んでも、音ひとつたつと[物音ひとつで]反応してしまう。朝の4時から起きてしまう。それを1年間52週続けると、人間は潰れてしまう（ABさん、2007年年次活動報告書）

仮放免になった現在でも、直行便がある日は自然に夜中に目が覚めてしまう状況は、容易に想像できないだろう。

4-2. 仮放免：檻のない牢屋

牛久入管収容問題を考える会の年次報告書には難民当事者の声が紹介されており、仮放免に言及した箇所がある。

仮放免の意味がない。仕事が出来ないので将来の見通しがたらず、安心感がない。病気やストレスで意欲が減退し、考えもまとまらない。入管の中と外でも変わらない状況。いつまた入管に収容されるか分からなく恐れている。（2008年年次活動報告書）

何ら権利を持たない仮放免の状態は、檻の中である収容施設にいたころと何も変わりが無い。カザンキランさんは、仮放免の状態を「強制収容所にこそ入れられていないが、檻のない牢屋に入れられているのと同じだ」と指摘する（クルド人難民二家族を支援する会編、前掲書）。このような「檻のない牢屋」での生活は、BTさんとBYさんが語るように、「人生がおかしくなる」。なぜなら、仮放免状態であれば、常に誰かに頼り、何かを頼まなければならないからである。14年も仮放免状態であるBYさんは、以下のように日本での生活を説明する。

家、携帯などすべての名義を他人に頼まなければならない。常に誰かにお願いする。仮放免状態が1年ほどであればいいかもしれないが、14年である。このような生活が継続されなければならないことをどのように考えるか。難民認定が得られないと、捕まるかもしれないと怯えながら生活しなければならない。し

たがって、何の夢もない。

日本の生活では、仮滞在、仮放免であると、自分の存在を証明することも難しい。例えば、本人であることを示す身分証明書がない。仮滞在、或いは仮放免を証明する書類を持つことで、滞在そのものが合法であるにしても、その書類は社会的に認知されない。生活を営むなかで何かの契約が必要となる時、身分証を求められてもこれらの書類では不十分であり、その結果、誰かに名義を貸してもらった状況が常態化している。部屋を借りる場合だけでなく、携帯電話の契約、インターネットの契約など、日常生活に最低限必要な多くの事柄がそれに当たる。

常に権力を持つ入管職員側と、権力を持たない外国人という非対称的な構造や関係性は、収容施設を出た後、在留期間更新のために繰り返される出頭においても継続する。入管職員が介在するような関係性によって、彼ら・彼女らは日本人、日本社会を認識する。BYさんは、入管側に賃貸契約を見せる場合があるが、「なぜ他人名義のものなのか」と「心のない」質問を受ける。NMさんの場合、来日して20年を超えるが、今でも入管職員の制服の色である紺色を見るだけでも感情が高ぶると語る。

仮放免の延長の際に行われる入管職員とのインタビューでは、相談を持ちかけても、入管職員は個人的なことには関与しないようにする。例えば、仮放免では就労を禁止されるが、BTさんが生活のために仕事について相談しようとする時、「ここでは話さないで下さい」と断られた。「どうやって生きていけばよいか」と相談しても「分からない」という答えが返ってくる。しかも答えられないことに対しては「担当ではない」とするだけである。生活、活動に対する厳しい管理やチェックは行うものの、処遇が何とかよい方向に進むような助言はまったく行わず、ただ傍観するだけに過ぎない。

仮放免状態で出頭すると、再び収容される可能性が常にある。出頭しても滞在期間が延長される保障はなく、延長が不許可となり、いきなり収容される場合がある。一人暮らしの難民申請者で、誰も付き添いがないまま出頭し、そのまま収容されたケースもある。CHさんは、独身の時は出頭してそのまま収容されても構わないと考えていた

が、子供ができた後は、無事に延長されて帰ってこられるかが分からないから出頭することが怖くなったと話す。すべてが監視下に置かれ、権利が制限される仮放免の状態は、滞在そのものを「非合法」とされる非正規滞在者の状態よりもまだだといえるかどうかは疑わしい。

4-3. 在留特別許可後：人の人生を奪う

在留特別許可で在留資格を得ると、表面的には滞在、活動において制限がなく、法的地位が安定したかに見えてしまう。すると親族や同じエスニック集団に対する何らかの支援を期待される。実際、社会関係資本は、移住先で移民同士が就労斡旋、滞在する上で重要な役割を果たす。しかし、多くの難民申請者の脆弱な処遇を考えれば、社会関係資本が在留資格を持つ当事者にとって、必ずしもプラスとなるとは限らない。日本で難民申請者として滞在する人々は、使える資源が少なく、多くが在留資格はもちろん身分証明書さえ持っていないので、日本人の支援者のみならず、在留資格を持つ同じ出身国の人に頼らざるをえない。何らかの契約を結んだり、病院に行く場合は誰かが世話をしないといけない。

CHさんの場合、携帯電話、家の契約、駐車場の契約などを自分の名義にし、それを親戚、友人に貸している。自分でできないものは、日本人の妻がその役割を果たす。その話は決して自慢ではなく、困った人を助けないといけないという責任感を語ったのであろう。頼る立場から頼られる立場への変化は、一定の経済的地位を得た場合とは異なり、まだ困窮した状態にある者には負担となる。NMさんは、ほかの同国人を助けなければならない状況を「ボランティア病」という。

困った人を病院に連れていったり、保証人となったりしてお金をたくさん失った。引越しや出産に立ち会った経験が多いが、[出産に立ち会った] 子どもの誕生日になっても呼ばれたりはない。

NMさんは、必ずしも助け合うことを否定するのではない。困っている人から電話がかかってきた時は、いつも飛んでいく。しかしながら、それが自分のためにはならない場合もある。その分仕事ができなかったり、保証人となり何らかの支払

いを迫られたりして経済的な負担も大きい。40代独身の外国人女性が日本で経済的自立をすることは難しい一方、女性であるからこそ助けを求められる場面は多い。自分の経済状態を考えると、人を助ける余裕はないが、助けなければならない状況から抜け出せないことを、「病气」と表現したのではないだろうか。

来日後、難民申請から在留資格を得るまで、非常に長い時間がかかる。権利がない仮放免の状態でも過ごすのを余儀なくされることは、日本での多くの機会、ライフチャンスを台無しにすることであり、機会が制限されたまま年齢だけ重ねてしまうことを意味する。在留資格がない状態では教育の機会さえも失ってしまう。例えば、出身国で大学を出たNMさんは、今後のことを考え、日本の福祉分野でもっと勉強しようとしたが、入試に2度落ちてしまい、進学をあきらめた。来日当時の20代ではなく、すでに40代である。面接した先生の方が自分より若い。NMさんは、日本での20年以上の生活を振り返りながら、「日本が人の人生を奪う」と表現する。難民を受け入れる姿勢がなくただ先に「伸ばすだけ」の処遇に対する、そのような感情は、ほかの難民申請者も共有する。

在留資格が得られたからといって、すべての状況が劇的に変化するわけではない。TSさんのように、現在「定住者」の在留資格を持ち活動に何の制限もない場合でも、過去の収容経験が心に残ってしまう。特に、収容されることで家族がばらばらになり、3歳であった子どもが児童養護施設に収容された体験は現在でも大きな傷になっており、なかなか忘れることができない。権威的な入管側の態度、無邪気に発した心ない言葉、怖がらせるための威嚇的な言葉は、時間が過ぎても記憶に残る。

在留資格が出来ると年金、保険料、所得税の請求が来る。事業を行っている者は、同業者同士の競争が激しさを増す中で、辛うじて生き残りを図っている。手元に残るお金はわずかであるが、過去の傷跡、現在の悩みをすべて忘れるためにも、懸命に働く。

最後に

在留資格の有無は、外国人を管理する入管側

が設けた基準の一つである。しかし難民申請当事者にとっては、就労可能な在留資格を持つか否かに関係なく、日本で生き残るという目標を追求する以外にもう道はない。在留資格を得たら、日本での生活に変化をもたらすかもしれないが、彼らが持つ考え、認識、そして来日後の様々な記憶までもが変わるわけではない。在留資格を絶対視した選別ではなく、生身の人間として語りに込めた難民申請者の叫びに耳をすます必要がある。

一般的に出入国管理及び難民認定法を略して「入管法」という。日本において難民の存在は、無意識的に一般外国人とは異なる例外的存在として認識される傾向がある。しかし、本稿で明らかになったように、難民認定制度は入管法に大きく規定されている。難民申請者の存在を認識の枠外に置いたりしないよう、その深刻な状況を踏まえて「入管難民法」と呼ぶことにしてはどうか。或いは出入国管理制度とは別に、難民認定制度を創設する必要があるのではないだろうか。